附則第十五条の二の五の次に次の二条を加える。

（市町村たばこ税における加熱式たばこの重量の本数への換算方法）

第十五条の二の六　法附則第三十条の三第一項の規定により加熱式たばこ（同項に規定する加熱式たばこをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこ（同項に規定する紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数に換算する場合における計算は、法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（法附則第三十条の三第一項第一号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法附則第三十条の三第一項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

２　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（法附則第三十条の三第二項に規定する政令で定める加熱式たばこ）

第十五条の二の七　法附則第三十条の三第二項に規定する政令で定める加熱式たばこは、次に掲げるものとする。

一　法附則第三十条の三第一項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

二　法附則第三十条の三第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（法第四百六十六条の二の規定により製造たばこみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（法第四百六十六条の二の規定により製造たばこみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第十六条の二の十の見出し中「適用等」を「適用」に改め、同条第一項中「。次項及び第三項において同じ」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十六条の二の十一第二項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第四項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十六条の三第三項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第六項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十七条第二項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第八項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十七条の三第四項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第八項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十八条第一項中「第二十五条の十二第七項及び第八項、第二十五条の十二の二第七項」を「第二十五条の十二第十項から第十二項まで、第二十五条の十二の二第八項及び第九項」に改め、同条第四項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第八項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十八条の五第七項第四号及び第八項第四号中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第十六項第五号及び第十八項第五号中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十八条の六第十六項第四号及び第八号中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第三十三項第五号及び第十一号中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十八条の七第三項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第六項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の五第二項」に改める。

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改める。

附則第十八条の八第三項第一号及び第五項第一号中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改める。

附則に次の一条を加える。

（二千二十七年国際園芸博覧会の開催に伴う地方税の特例）

第四十条　法附則第七十八条第一項第四号ハに規定する政令で定める任務は、次に掲げるものとする。

一　法附則第七十八条第一項第三号イに規定する公式参加者の同項第一号に規定する博覧会（第十三項第一号及び第十七項において「博覧会」という。）の会場における展示について責任を有すること。

二　前号の展示の内容を二千二十七年国際園芸博覧会政府委員に通知すること。

２　法附則第七十八条第一項第六号イに規定する政令で定める場所は、国内（同項第三号に規定する国内をいう。以下この条において同じ。）にある次に掲げる場所とする。

一　事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

二　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

三　その他事業を行う一定の場所

３　法附則第七十八条第一項第六号ロに規定する政令で定めるものは、非居住者（同項第四号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。）又は外国法人（同項第三号に規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）の国内にある長期建設工事現場等（非居住者又は外国法人が国内において長期建設工事等（建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）を行う場所をいい、非居住者又は外国法人の国内における長期建設工事等を含む。第七項において同じ。）とする。

４　前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下この項及び第六項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の非居住者又は外国法人の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が一年を超えて行われないこととなつたとき（当該契約分割後建設工事等を行う場所（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととすることが当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間（当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。